# 川西市広報板取扱基準

(趣旨)

1 川西市が設置する広報板(以下「広報板」という。)に掲示する掲示物の取り扱いに関し、必要な事項を定める。

(広報板使用の目的)

2 広報板は、行政からの通知、案内などを広く市民一般に広報するために使用することを主な目的とする。また、地域住民のコミュニケーションの活性化のため、使用することもできる。

(掲示対象文書)

- 3 広報板に掲示できる文書(以下「掲示物」という。)は、次に定めるものとする。
  - ① 市 (行政委員会等を含む) や県、国が主催、共催、後援する行事に関するお知らせ・案内文書など
  - ② 市の外郭団体、市が助成または育成している団体(別表1に掲げる団体等は含まな
  - い) が実施する行事に関するお知らせや案内文書など
  - ③ ①及び②に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるもの

(掲示を禁止する文書)

- 4 次に掲げる文書については、掲示できないものとする。
  - ① 公の秩序、善良な風俗に反すると認められるもの
  - ② 特定の政党、その他政治団体などの利益になると認められるもの
  - ③ もっぱら特定の法人又は個人の利益につながると認められるもの
  - ④ 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行う恐れのある組織の利益になると認められるもの
  - ⑤ 会員募集を主な目的とするもの
  - ⑥ その他、行政運営上支障を及ぼすと思われるもの

(掲示物の大きさ)

5 掲示物の大きさは、おおむねA2判(42センチメートル×59センチメートル)以下とする。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

(掲示期間)

6 掲示できる期間は、最長1カ月とする。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

(掲示の申請等)

7 掲示物を広報板に掲示しようとする者(以下「申請者」という。)は、別紙様式の申

請書により、川西市長に申請を行い、承認印を受けるものとする。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

(申請の方法等)

8 前項の申請については、申請者が市の機関である場合を除き、申請する団体等が関わる川西市の所管所属長の承認を得たうえでこれを行うものとする。ただし、申請者が別表 2に定める団体に属する場合は、前記所属長の承認を得ることなく申請ができるものとする。

## (申請者の責務)

- 9 申請者は、次のことを守らなければならない。
  - ① 掲示物は申請者の責任において、掲示するものとする。
  - ② 掲示物の掲示期間経過後は、申請者の責任において、直ちに撤去するものとする。
  - ③ 掲示物を掲示する場合には、整然と掲示するほか、プラスチック安全鋲などを使用し、周辺の美観や安全性の維持に努めなければならない。

#### (その他の事項)

10 前各項に定める規定のほか、広報板の維持管理に関し必要な事項は、その都度川西市広報広聴課で協議し、定めるものとする。

## 付 則

この基準は、平成14年4月1日から施行する。

#### 付 則

この基準は、平成20年2月1日から施行する。

## 付 則

この基準は、平成23年4月1日から施行する。

### 付 則

この基準は、平成25年4月1日から施行する。

## 付 則

この基準は、平成29年4月1日から施行する。

### 付 則

この基準は、平成30年4月1日から施行する。

### 付 則

この基準は、令和2年4月1日から施行する。

#### 別表1

- 1 自治会の登録グループ(ただし、第3項第1号に該当する場合や自治会との共催、自治会の協賛や後援がある場合は除く)
- 2 コミュニティ組織の各会館の登録グループ(ただし、第3項第1号に該当する場合やコミュニティ組織との共催、コミュニティ組織の協賛や後援がある場合は除く)
- 3 市の外郭団体等として掲げる団体の下部組織(文化協会や体育協会、社会福祉委員会など)のさらに下の組織やグループ(ただし、第3項第1号に該当する場合や当該団体等との共催、当該団体等の協賛や後援がある場合は除く)

## 別表2

- 1 国
- 2 県
- 3 市の外郭団体等
  - 一般財団法人川西市都市整備公社、公益財団法人川西市文化・スポーツ振興財団、 社会福祉法人川西市社会福祉協議会、公益社団法人川西市シルバー人材センター、川 西市土地開発公社、川西市国際交流協会、川西市観光協会、川西市緑化協会、猪名川 上流広域ごみ処理施設組合
- 4 自治会
- 5 コミュニティ組織